

2021 年度 自立支援金助成事業 募集要項

1. 対象者

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの間に、就職または進学により長崎県にある児童養護施設を退所および里親、ファミリーホーム等への委託が解除された児童で、保護者らからの金銭的支援が見込めない児童。

※就職は正規・非正規を問わず、すべての雇用形態を対象とします。

2. 金額および回数

- ① 給付型とし返済不要とします。
- ② 支給額は 1 人 10 万円とし、1 児童につき支給は 1 回限りとします。

3. 申請方法

「自立支援金申請書」を当財団サイトよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、児童養護施設または児童相談所より郵送(書留など追跡可能な方法)にて提出すること。

4. その他

- ① 申請書を当財団が受理した月の翌々月第一営業日に、児童本人名義の口座に支援金を振り込みます。
- ② 申請書を当財団が受理した後、支援金の振込予定日を、事前に児童養護施設または児童相談所に通知します。
- ③ 当財団の奨学生に採用された児童も対象とし、その他の奨学金、支援金等の併給も認めます。
- ④ 支援金を受け取ることによって生じる義務は一切ありません。

5. 申請先・問合せ先

〒850-0035

長崎県長崎市元船町 7-13 公益財団法人 松園尚己記念財団 事務局

【問い合わせ先】 <https://www.mhmf.or.jp/contact/index.php>